

デイサービス ピースフル・ウッズ運営規程 (地域密着型通所介護及び第一号通所事業)

【事業の目的】

第1条 この規程は、株式会社スギシヨクが設置運営するデイサービス ピースフル・ウッズ（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護（以下「介護サービス」という。）の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者及び総合事業対象者（以下「要介護者」という。）に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービス ピースフル・ウッズ
- (2) 所在地 茨城県 水戸市 東前町 1165番地

【従業者の職種、員数及び職務内容】

第4条 事業所に勤務する職員の職種、常勤換算による員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（サービス付き高齢者住宅の施設長と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 従業者 生活相談員 2名以上

生活相談員は、事業所に対する介護サービスの利用の申し込みに係る調整、従事者に対する助言及び技術指導を行い、他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

看護師 1名以上

看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員 3名以上

介護職員は、介護サービスの提供に当たる。

機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

【営業日及び営業時間】

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日・日曜日は休業とする。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 9時00分から16時00分

【利用定員】

第6条 利用定員は1日18名とする。但し、第一号通所事業の利用者を含む。

【通所介護の内容】

第7条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 介護サービス
- (3) 健康状態の確認
- (4) 送迎サービス
- (5) 給食サービス
- (6) 入浴サービス
- (7) その他利用者に対する便宜の提供

【利用料等】

第8条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。（別表を参照）

2、前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。

- (1) 次条に規定する通常の事業実施地域を越えて行う介護サービスの送迎に要した交通費
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) 特別行事費として行事に係る相当な費用
- (4) その他指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当であると認められるもの

3、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

【通常の事業の実施地域】

第9条 通常の事業の実施地域は、次の通りとする。

- 1、指定通所介護は原則、地域密着型通所介護及び第一号通所事業により水戸市の被保険者のみしか利用することができない。他市町村の被保険者がサービスを利用するときには市町村間の同意が利用者ごとに必要となる。
- 2、第一号通所事業は通常の事業の実施地域は水戸市、ひたちなか市、大洗町、茨城町の区域とする。

【サービス利用に当たっての留意事項】

第10条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第16条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

【緊急時における対応方法】

第11条 従業者は、介護サービスを実施中に、利用者に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

【記録の整備】

第12条 事業所は、利用者、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2、事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する記録等を整備し、その完結の日から5年間保存する。

【衛生管理等】

第13条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

【苦情処理】

第13条 従業者は、介護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2、事業所は、提供した介護サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3、事業所は、提供した介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【虐待防止に関する事項】

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【身体拘束等】

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代理性及び一時性の3つの要件を全て満たすこと）を記録するものとする。

【非常災害対策】

第16条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2、管理者は、防火管理者を選任する。

3、防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4、防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

【業務継続計画の策定等】

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2、事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【地域との連携等】

第18条 事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、運営を行う。

2、運営推進会議は、おおむね6か月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要要望、助言等を聴く機会とする。

【その他運営に関する重要事項】

第19条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

2、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなっ

た後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社スギシヨクと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成27年5月1日から施行する。
- この規程は、平成28年1月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年8月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、令和1年7月1日から施行する。
- この規程は、令和1年10月1日から施行する。
- この規程は、令和2年1月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和2年11月1日から施行する。
- この規程は、令和2年12月1日から施行する。
- この規程は、令和3年2月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- この規定は、令和5年6月1日から施行する。
- この規定は、令和6年1月1日から施行する。
- この規定は、令和6年5月1日から施行する。
- この規定は、令和7年4月1日から施行する。